

役場内の課の統合がありました

政策企画課と産業観光課が統合して4月1日より企画観光課となりました。電話番号も以下のとおり変更となります。また、企画観光課は2階に移動していますので、お間違いのないようご注意ください。

旧 政策企画課 TEL0967 (67) 2230
産業観光課 TEL0967 (67) 1112

新 企画観光課 TEL0967 (67) 1112

〈問い合わせ〉企画観光課 TEL0967 (67) 1112

コンビニで各種税・料の支払いができるようになりました ～コンビニ収納開始のお知らせ～



本年度より各種税・料をコンビニエンスストアで支払えるようになりました。今後は、役場庁舎まで来なくても、外出先や通勤先、自宅の近くのコンビニで支払いを済ませることができます。また、スマートフォンで支払うことも可能です。

※既に自動引き落としの手続きがお済みの人は、引き続き自動引き落としにて支払いが行われます。

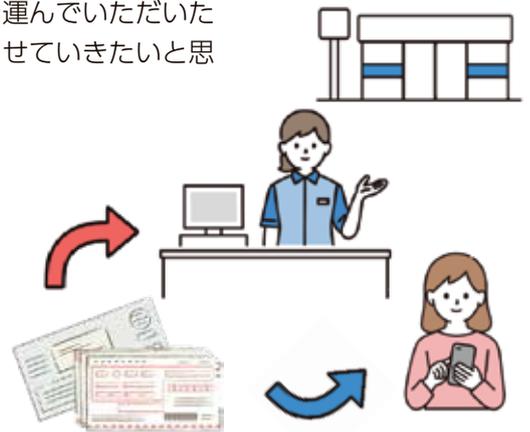
☑ コンビニ収納によるメリット

- わざわざ役場まで行かなくても支払いができる
- 土日でも支払える（ただし、年末年始およびシステムメンテナンスの時は利用できません）
- 外出先や通勤経路など、自分の予定に合わせてコンビニで支払える
- スマホでも支払いができる
- 手元に納付書が届いてから支払いまでを短くできる

これまでは支払いのために仕事の休みを取ったり、役場庁舎まで足を運んでいただいたりと、それぞれにご負担があったと思います。少しずつ利便性を向上させていきたいと思っておりますので、ぜひご利用ください。

☑ コンビニ収納の対象となる税・料

- | | | |
|-----------|---------------|-----------|
| • 村県民税 | • 固定資産税 | • 軽自動車税 |
| • 国民健康保険税 | • 上水道使用料 | • 簡易水道使用料 |
| • 生活排水使用料 | • 農業集落排水使用料 | • 村営住宅使用料 |
| • 介護保険料 | • 後期高齢者保険料 | • 保育料 |
| • 保育園副食費 | • 放課後児童クラブ利用料 | |



マイナンバーカードを使ってコンビニで証明書の取得もできます

☑ コンビニ交付で取得できる証明書

- 住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- 印鑑証明書
- 課税証明書
- 所得証明書



〈問い合わせ〉企画観光課 DX推進班 TEL0967 (67) 1112